

# 訓令

## 埼玉県教育委員会訓令第三号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。  
別表第一第十三号を次のように改める。

十三 教育委員会に対する不服申立てに係る裁決、決定等を行うこと。	1 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下この項において「法」という。）第四十五条第二項又は第四十六条第一項の規定に基づき、棄却又は処分の全部若しくは一部の取消し又は変更の裁決を行うこと。 2 法第四十九条第二項又は第三項の規定に基づき、棄却又は不作為が違法若しくは不当である	1 法第二十五条（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置をとること。 2 法第二十六条（第六十一条及び第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、執行停止を取り消すこと。	法第三十九条（第六十一条及び第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離すること。
----------------------------------	--	---	---

	<p>旨の裁決を行うこと。</p> <p>3 法第五十八条第二項又は第五十九条第一項の規定に基づき、棄却又は処分の全部若しくは一部の取消し又は変更の決定を行うこと。</p> <p>4 法第六十四条第二項又は第六十五条第一項の規定に基づき、棄却又は原裁決等の全部若しくは一部の取消しの裁決を行うこと。</p>	<p>3 法第四十五条第一項、第四十九条第一項又は第六十四条第一項の規定に基づき、却下の裁決を行うこと。</p> <p>4 法第五十八条第一項の規定に基づき、却下の決定を行うこと。</p> <p>5 法第六十六条において読み替えて準用する第二十五条の規定に基づき、原裁決等の効力、原裁決等の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止をすること。</p>	
--	---	--	--

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育委員会決裁事項の欄8中「9」を「14」に改め、同号教育長専決事項の欄1中「2」を「7」に、「5」を「10」に、「12」を「17」に、「15」を「20」に、「21」を「26」に、「22」を「27」に改め、同欄中28を33とし、25から27までを30から32までとし、同欄24中「23」を「28」に改め、同欄24を同欄29とし、同欄23を同欄28とし、同欄22中「21」を「26」に改め、同欄22を同欄27とし、同欄21を同欄26とし、同欄20中「19」を「24」に改め、同欄20を同欄25とし、同欄19を同欄24とし、同欄18中「17」を「22」に改め、同欄18を同欄23とし、同欄中2から17までを7から22までとし、1の次に次のように加える。

- 2 地方公務員法第十五条の二第一項第五号の規定に基づき、職員の標準職務遂行能力を定めること。
  - 3 地方公務員法第十五条の二第二項の規定に基づき、職員の標準的な職を定めること。
  - 4 地方公務員法第十五条の二第三項の規定に基づき、職員の標準職務遂行能力及び標準的な職を定めることについて知事に協議すること。
  - 5 地方公務員法第二十三条の二第二項の規定に基づき、職員の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めること。
  - 6 地方公務員法第二十三条の二第三項の規定に基づき、職員の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めることについて知事に協議すること。
- 別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項第一号教育委員会決裁事項の欄8中「13」を「17」に改め、同号教育長専決事項の欄中25を29とし、2から24までを6から28までとし、1の次に次のように加える。
- 2 地方公務員法第十五条の二第一項第五号の規定に基づき、職員の標準職務遂行能力を定めること。
  - 3 地方公務員法第十五条の二第二項の規定に基づき、職員の標準的な職を定めること。
  - 4 地方公務員法第十五条の二第三項の規定に基づき、職員の標準職務遂行能力及び標準的な職を定めることについて知事に協議すること。
  - 5 地方公務員法第二十三条の二第三項の規定に基づき、職員の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めることについて知事に協議すること。
- 別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育委員会決裁事項の欄8中「8」を「11」に改め、同号教育長専決事項の欄中18を21とし、2から17までを5から20までとし、1の次に次のように加える。
- 2 地方公務員法第十五条の二第一項第五号の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員の標準職務遂行能力を定めること。
  - 3 地方公務員法第十五条の二第二項の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員の標準的な職を定めること。
  - 4 地方公務員法第十五条の二第三項の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員の標準職務遂行能力及び標準的な職を定めることについて知事に協議すること。

1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 埼玉県教育委員会の処分又は埼玉県教育委員会の不作為についての不服申立てであつて、この訓令の施行前にされた埼玉県教育委員会の処分又はこの訓令の施行前にされた申請に係る埼玉県教育委員会の不作為に係るものの裁決、決定等については、なお従前の例による。